

## 1. 起債申請により変更となった新病院建設計画の今後の進め方について

削減の建設推進への影響はないが、今後、道、国との協議においてその内容を変更せざるを得ない場合もあり得るとのご答弁でしたが、

今後、道、国との協議を進めて行くうえで、改革プランの実行性等を含め病床数以外にも収支改善に係わる指摘事項があるのではないかと容易に推測できるわけですが、これらの事をどの様に認識され、また、どの様な対応を考えておられるのか。

改めて伺います。

また、病院建設は、先程も申しました通り、市民の最大の関心事であり、建設を進める様々なプロセスにおいて市民の病院への関心を高めると共に、病院が抱えてきた諸課題の解決に努める作業を建設と同時並行的に進める必要があると、私は考えます。

何故、もっと積極的な市民参加の手法をとられないのか疑問に感じます。

この点についても、お考えを伺いたい。

病床数削減については、病院の現状や患者動向を踏まえての変更とうことであるが、急性期に特化した新診療機能であれば病床稼働率 80%に拘らず 100%に限りなく近い稼働率とし、不採算地区の交付税措置額を増額するのも方法であるが、それらを加味し、更なる病床数削減の考えはなかったのか？

また、逆の論点ではありますが、12月議会では、将来的に療養病床への転換も視野にいれた病床としたいとうご答弁をいただいておりますが、その考えにも影響があるのではないか。

※199床→135床 64床の返上 療養病床の可能性が失われる。

病床数 150床の見直しには、検討すべき課題や判断すべき点がいくつも内在しているわけであり、その意味において、将来見通しに立った、議論が足りないと感じている。

この点については、どの様にお考えか？

病床数の削減は建設面積にも影響があると思いますし、面積がそのままであれば、一床換算の建設単価等もアップしてします。面積の見直しや建設経費を抑えるといった考えは、今後の実施設計のどの段階で最終的に示されるのか？

また、改革プランでは、5年以内（平成24年度）に「経営形態の見直し」が求められています。経営形態の検討の方針についても改め伺います。

## 2. 病床数削減による診療・療養機能への影響について

（意見要望のみ）

意見のみ病棟看護師の2名夜勤体制 目標は3名夜勤体制ではないのか？

各フロア22.5名必要。3病棟全てやることは無理！

観察室の利用頻度の調査これから？？？

高齢者増、体位交換等で手のかかる患者さんが増えている

助手の夜間配置など抜本的な見直すことも必要であり検討してはどうか？

## 3. 新病院を見据えたスタッフの配置について

（意見要望のみ）

- ・看護師大量退職の問題は危機感をもった対応が必要
- ・スタッフの配置に対するプランを策定され計画的な要員配置に取り組んでいただきたい。
- ・職員の資格取得支援、資格取得者の確保は重要。（人材確保点からも積極的に）

## 4. 医療情報システムの整備について

（意見・要望として）

医療情報システムの整備費5億円→0→3億円の根拠がない。

画像情報システム（PACS？）の度入を最優先課題として今年度秋の導入を予定している。

（予算措置は？）※1億から1億5千万円 先行投資？結局5億？

病院建設にあたってのシステム配置やインフラ整備との整合性、現行システムの活用や発展性を勘案実施する等考えはその通り。しかし現実には、今年3月に医療情報システム委員会設置。（遅い）

「新病院総合医療情報システム総合計画」は何時までに？（早急な対応を期待する）

（再質問）

システム導入には綿密な準備が必要であると考えます、現在の遅れをどう軌道修正するのか？また、できるのか？併せてお考えを伺います。（頑張る決意を）

## 5. 改革プランの見直し及び新病院移転後の経営見直しについて

- ・ 組織改革のマネジメントの必要性？
- ・ 新たな組織作り考えはあるのか？（現行組織でいいのか？）
- ・ 新病院移転後の経営見直しが見えないことが一番の問題点。
- ・ いまのプラン、患者増による収入確保対策に努めるとのお考えですが、私は、医師のオーバーワークによる疲弊の問題を考えた場合、患者数については、医師法に基づく標準医師数を意識することが必要と述べてきました。（計画数値は上限）  
先生方に負担とならないようなチェック体制が必要。
- ・ 一般会計繰出金 6 億台（建設費用の償還を除き）、今の計画は下限、上限か？
- ・ 収入が上限であるとすれば人件費の圧縮必要では？可能か？
- ・ H23、H24 年度の経営見通しが非常に心配である。
- ・ 現行の患者数は過大では？

情報公開制度については

（要望）

市民参加の行政推進として庁舎ロビーを活用した情報提供コーナーの設置を検討していただくことですので是非実行していただきたいと思います。

この点に関しては、今年度中に市内全域の高速ブロードバンドが実現するわけですから、道の駅や支所等公共施設全てに情報提供端末の設置を検討してみてもはどうでしょうか？

（再質問）

意思決定過程の透明化についてですが

情報公開制度は情報開示が原則です。非開示事項とした意思形成過程

国においては、意思形成過程の透明化により広く国民の行政への参加を促す動きがある。

情報公開条例も 10 年以上が経過してろり、非開示事項の見直しを含め条例の改正取り組む必要がると考えますが、市長の考えを改めて伺いたい。